

## 第 8 6 回議会力向上会議記録（抄）

（8．7．23）

### 一、協議事項について

正副座長より、次の事項に関し意見聴取を行い、協議の結果、下記のとおりとなった。

（別紙各資料参照）

#### 1. 議会報告会について（資料1 参照）

##### （1）議会報告会概要（案）について

本件について、座長より、次のとおり説明を行い、各会派等の意向を聴取した。

##### 【座長の説明】

- 前回の会議において合意された内容に基づき、「第16回堺市議会議会報告会開催概要（案）」（資料1）を整理した。
- 前回の会議において、今年度の開催により各区での開催が一巡することから昨年度と同様の内容で開催することを決定したため、各項目に反映している。
- 出席議員や役割分担については、ワーキンググループにおいて調整された結果を副座長から報告を受け、「会議進行」及び「役割分担【議員】」に氏名等を記載している。
- 参加募集を依頼する大学については、開催区に所在している大学のほか、昨年度に引き続き堺市と産学官連携事業で関わりの深い大阪公立大学と、昨年南区から和泉市に移転統合した桃山学院大学にも案内する。

##### 【協議結果】

本件については、決定した開催概要（案）（資料1）のとおり開催することとし、8月定例会の初日議会運営委員会において改めて確認することとなった。

なお、詳細部分（資料類）については、今後、ワーキンググループにおいて協議を行い、議会報告会までにまとめるものとする。

##### （2）議会報告会の出席議員（案）について

本件について、座長より、次のとおり説明を行い、各会派等の意向を聴取した。

##### 【座長の説明】

- 前回の会議で配布した議会報告会の出席議員（案）について、ワーキンググループにおいて役割分担を調整され、その結果を副座長から報告を受けており、これらを踏まえ、正副座長において各会派等に割り振りをした。

##### 【各会派等より出された主な意見】

|                            |                                                        |
|----------------------------|--------------------------------------------------------|
| 公 明 党<br>堺 市 議 団           | ○様々な意見出しを促すため、各テーブルは、異なる会派等の議員で構成されるよう割り振るべきと考える。      |
| 自 由 民 主 党<br>堺 市 議 会 議 員 団 | ○各テーブルはできるだけ異なる会派等の議員で構成されるよう配慮いただき、正副座長に一任してはどうかと考える。 |

##### 【協議結果】

出席議員の割り振りについては、正副座長に一任し、正副座長案のとおりとする。

なお、他区選出議員については、8月7日（金）までに、議会局へ氏名を報告することとなった。

## 2. 議会における広報・広聴機能の強化について（資料2参照）

### （1）インターネット録画中継映像データの取扱いについて

本件について、座長より、次のとおり説明を行い、各会派等の意向を聴取した。

#### 【座長の説明】

- 前回の会議において協議された内容に基づき、焦点となっている論点等について整理した。（資料2）
- 提供対象及び提供映像については、現行の運用どおりとすることに意見はなかったと認識している。
- 二次利用のうち議員への提供については、案①～③のとおり整理した。
- 二次利用のうち報道機関への提供については、現行の運用どおりとすることに意見はなかったと認識している。
- 二次利用に係る申請手続については、案①及び案②のとおり整理した。
- 提供方法については、時代に応じた方法を記載している。
- よって、二次利用のうち議員への提供及び二次利用に関する申請手続について、協議いただきたいと考えている。

#### 【各会派等より出された主な意見】

|                   |                                                                                                                                                                                               |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大阪維新の会<br>堺市議会議員団 | ○二次利用のうち議員への提供については案①と考えるが、案②に記載の制限など、最低限の制限は必要と考える。                                                                                                                                          |
| 公明党<br>堺市議団       | ○二次利用のうち議員への提供については案②と考える。ただし、案②のうち（1）ウについては捉え方によって解釈が変わるため、（1）ア・イのみとし、（1）ウ及び（2）は不要と考える。<br>○二次利用に係る申請手続については申請書の提出は必要と考えるが、議長決裁は必要ないと考える。<br>○今後の対応として、悪意を持って加工された映像が流れた場合への対応について検討すべきと考える。 |
| 堺創志会              | ○大勢に従う。<br>○不都合が生じた際に再度協議を行うものとし、規制は最小限でよいと考える。                                                                                                                                               |
| 自由民主党<br>堺市議会議員団  | ○二次利用のうち議員への提供については案①と考える。議員本人の映像に限るため、本人の責任で使用すればよいと考える。<br>○二次利用に係る申請手続については案②と考える。                                                                                                         |
| 自由民主党・<br>保守クラブ   | ○二次利用のうち議員への提供について、会派内の意見は案①か案③であったが、各会派等の意見を踏まえ、どちらかといえば案①と考える。<br>○二次利用に係る申請手続については案②と考える。                                                                                                  |
| 日本共産党<br>堺市議会議員団  | ○二次利用のうち議員への提供については案①と考えるが、案②が大勢を占めるのであれば大勢に従う。<br>○二次利用に係る申請手続については案②と考えるが、大勢に従う。                                                                                                            |

|             |                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 井 関 貴 史 議 員 | <p>○二次利用のルールを定めたとしても、絶対的なものではなく確定的にはなり得ない。その観点から、議員への提供については案①か案②と考える。細かい設計ができなのであれば案①がすっきりしている。案②であれば例のとおり（１）ウと（２）があるほうがよい。</p> <p>○二次利用に係る申請手続については案①と考える。</p> <p>○申請書を提出することで、申請書に記載の遵守事項を一定期間遵守することとし、当該期間（年度もしくは任期）中は都度申請書の提出は必要としないものとする考える。</p> |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### 【座長の意見】

- 二次利用については、大勢は認める方向性であるが、一定の制限を設けるか否か、議論の余地があると認識している。
- 二次利用に係る申請手続については、意見の相違があると認識している。
- 本日の意見を各会派等に持ち帰り検討いただき、改めて意向を聴取したい。

#### 【協議結果】

本件については、各会派等に持ち帰り、次回の会議で引き続き協議することとなった。

### 3. 会議録データの取扱いについて

本件について、座長より、次のとおり説明を行い、各会派等の意向を聴取した。

#### 【座長の説明】

- 本件については、前回の会議において今年度の協議項目とすることを合意し、各会派等に持ち帰り改めて協議することとしていたものであり、会議録データの現状及び提供について、議会局に追加説明させる。

#### 【議会局からの説明】

- 前回の会議でも報告したとおり、会議録データについては、W o r d形式の電子データとして、現在、議会局において平成25年以降のデータを保存している。
- 当該データは会議録作成の基となるため、現在、紙文書で永年保存している会議録や会議録検索システム（平成3年以降の会議録）と基本的には同内容のものであるが、会議録に記載誤り等があった場合は、永年保存用としている会議録の訂正（シール張り対応）と、会議録検索システムは委託業者へ訂正依頼している。
- 過去から、当該データの修正は行っていないこと、また、会議録で外字を使用している場合は、会議録の電子データ（W o r d）と会議録検索システムとの間に差異が生じている。
- これまで、議員から会議録の校正終了後のデータの提供について、申出がなかったこともあり、当該データ（W o r d）の提供についてのルールは定めていないが、提供することに支障等はないと考えている。
- あわせて、今回、会議録検索システムを運営する委託事業者へ確認したところ、システム内で保有する会議録データ（平成3年以降の会議録）をテキストファイル形式にて提供が可能との回答があったため、今後、議員から会議録データの提供依頼があった場合は、業者から提供のあった当該テキストファイル形式の会議録データを提供することが可能となる。
- なお、会議録検索システム内の会議録データの抽出は、システム内で保有するデータ全てを一括

して抽出するため、特定の定例会ごとのデータの抽出はシステムの仕様上不可であり、また、会議録データの抽出には一定の時間を要すると聞いている。

○業者より頻繁に提供を受けることは難しいことから、会議録検索システムに掲載される会議録データの提供については、業者が対応可能な範囲での提供となる。(平成3年～令和8年第2回定例会分)

○なお、業者から提供を受けた期間以降(令和8年第3回定例会分～)の会議録については、議会局で保有するWord形式の電子データでの提供が可能である。

○業者より定期的に提供を受けるためには、来年度以降の契約において業務委託の仕様書にその旨を明記するなどの対応が必要となり、追加の費用負担も考慮したうえで検討が必要である。

#### 【座長の意見】

○議会局からの説明のとおり、テキストファイル形式データの提供が可能となることから、懸案となっていた生成AIを活用した資料作成等を行えると考ええる。

○申請書の提出については、必要との意見がないため申し合わせにより不要としたい。

#### 【協議結果】

本件については、会議録データを議員へ提供することとし、提供に係る申請書の提出は不要とすることを合意した。

##### ※提供データ

会議録検索システム分：平成3年～令和8年第2回定例会

議会局保有分：令和8年第3回定例会～

なお、8月定例会の初日議会運営委員会において、合意内容について改めて確認することとした。

#### 4. ペーパーレス化の推進について

本件について、座長より、次のとおり説明を行った。

##### (1) 議案書等のペーパーレス化

#### 【座長の説明】

○本件については、令和8年5月11日の議会運営委員会において、

- ・議会フロアのWi-Fi環境について、令和8年度の早期に予算措置を行い、8月定例会に間に合うよう法人向け回線に変更すること。
- ・議案書及び会議資料のペーパーレス化については、令和9年5月議員改選後から実施予定とし、議案書データは、引き続き課題の抽出を行ったうえで、必要であればシステム改修等を含め様々な手法を検討すること。

が合意されている。

○本件の今後の進め方については、8月定例会までに議会フロアのWi-Fi環境の改善(1回線を法人向け回線に変更)が完了することから、まずは8月定例会において通信速度の改善等を確認していただきたいと考えている。

○その上で、8月定例会終了後の議会力向上会議において、通信速度の改善等を踏まえ、議案書及び会議資料のペーパーレス化について、改めて意見を聴取したいと考えている。

##### (2) 今後のペーパーレス化について

#### 【座長の説明】

- オンライン化や紙媒体のペーパーレス化については、市民の利便性の向上や、コスト削減、環境保護に資する重要な取組であり、議会においても取り組んでいるところである。
- 今後、さらにDXを推進するため、現在、議会局において、電子署名の手法等について調査を行っており、会議録の電子署名及び電子データでの保存に係る課題整理等が終わり次第、DX化、ペーパーレス化の更なる推進に向けて、協議を行っていただきたい。

**【協議結果】**

本件については、8月定例会終了後の議会力向上会議において、協議を行うこととなった。

**5. 手続のオンライン化について（請願・陳情）（資料3参照）**

本件について、座長より、次のとおり説明を行った。

**【座長の説明】**

- 本件については、令和8年5月11日の議会運営委員会において、請願・陳情における手続のオンライン化について実施することを決定し、請願・陳情の提出及び意見陳述の申出について、令和8年7月1日より電子申請システムによる運用を開始している。
- 本件について、議会局において事務処理手順等を確認した中で課題が生じたため、改正内容について、請願・陳情における手続のオンライン化に係る改正案（新）（資料3）のとおりに変更したいと考えており、その詳細を議会局より説明させる。

**【議会局からの説明】**

- 現在、正副議長等の決裁等については、電子決裁が行えないことから紙での事務処理を行っており、この度、運用開始した電子申請システムによるオンラインで申請がなされた場合でも、印刷して紙での事務処理となる。
- また、請願・陳情の提出者へ送付する審査結果の回答書、及び意見陳述許可・不許可通知書については、各定例会では複数提出されるため、紙での事務処理と電子での事務処理が混在することとなり、事務が煩雑となるため、適正な事務執行の確保には課題があると考えている。
- については、正副議長等の電子決裁が実施可能となるまでの間、改正案（資料3）の1ページの項目5「議長から提出者への審査結果の回答書送付方法」、及び2ページの項目4「議長から提出者への意見陳述許可・不許可通知書の送付方法」について、「※当面の間、現行どおり紙文書で送付」とした。
- 現在、正副議長等による電子決裁等については関係局と協議・調整中であり、実施可能となった段階で、改めて協議いただきたい。

**【座長の説明】**

- 議会局からの説明のとおりに、請願・陳情におけるオンライン化に係る改正内容については、改正案（資料3）のとおりに変更することとし、正副議長等の電子決裁等が実施可能となった段階で、改めて、手続のオンライン化を協議いただくこととする。

**【協議結果】**

本件については、請願・陳情におけるオンライン化に係る改正内容については、改正案（資料3）のとおりに変更することとし、8月定例会の初日議会運営委員会において、改めて確認することとした。

6. 第87回議会力向上会議の開催日時について

本件については、令和8年9月29日（火）午前10時30分から開催することとした。